

分類	No.	質 問 等	回 答
WTO段階的選抜 （簡易確認型） ①手続き関係	1	簡易技術資料は、自己採点により作成することとなるため、事前の「質問」における回答を従前より詳細に記載して頂きたい。 ※以前、同種条件について、質問を行ったところ、「提出されたもので評価します」のみの回答であった。	質問回答にあたっては、引き続き詳細に記載するよう努めて参ります。 今回の一部改定にあわせて、入札説明書等の記載内容を一部を修正しております。簡易技術資料の作成にあたっては、入札説明書等の内容を十分にご確認のうえ、作成をお願いいたします。
	2	一次審査における提出資料は「簡易技術資料」1枚のみでよいのか。	技術資料（企業の能力、技術者の能力）に係る提出書類は、一次審査においては「簡易技術資料（1枚）」のみです。二次審査（※一次審査を通過した者が対象）の段階において、「簡易技術資料」の根拠となる「詳細技術資料」を1式提出頂き、競争参加資格の有無を確認いたします。
	3	「簡易技術資料」の評価点が、発注者で確認を行った「詳細技術資料」の評価点よりも高く、「競争参加資格無し」となった場合（※概要資料P6：ケース④）、その後企業に対して何かしらのペナルティはありますか。	【説明資料】P6：ケース④に記載しているとおり、当該工事の手続きにおいては「競争参加資格無し」の措置を行いますが、企業に対するペナルティ（指名停止等）はありません。 ただし「入札妨害」等にあたる行為と判断された場合は、上記によらない場合があります。
	4	二次審査の確認結果で、一次選抜者（10者）のうち「競争参加資格無し」となった者がいた場合、一次審査で評価点が11番目の者が繰り上がることはあるのか。	二次審査における「詳細技術資料」の内容確認をもって、最終的に競争参加資格を付与するものとしております。このため、この段階で「競争参加資格無し」となったとしても、手続きの遡りは行わず、競争参加者の追加（繰り上がり）の措置は行いません。 このため、一次審査において提出頂く「簡易技術資料」に記載ミスがないようお願いいたします。 入札説明書等の変更とあわせ、提出頂く「簡易技術資料」の様式は入力点数を選択方式（プルダウン）とする対応を行いますが、資料作成にあたりご不明な事項があれば、事前に問合せ・確認を行うか、手続き上における質問書をご提出頂きますようお願いいたします。 ※別途掲載しております、「申請時の注意事項」もご参考ください。
	5	「簡易確認型」を適用する工事は金額規模での設定となるのか。	今回から適用を行う「簡易確認型」は、WTO案件を対象とした「段階的選抜方式」に限ります。 （※WTO案件・・6億8千万円以上の調達案件）
	6	「一次審査」期間の短縮としているが、「簡易技術資料」提出までの期間は、短縮されないと理解して良いか。	【説明資料】P6に記載のとおり、一次審査において、競争参加者が資料作成等に要する期間の短縮は行いません。一次審査を簡易確認型とすることで、発注者が一次審査の確認に要していた期間を短縮するものです。
WTO段階的選抜 （簡易確認型） ②一次選抜者数	7	一次審査における選抜者数について、10者上限とのことだが、例えば評価点が9位で同点の者が10者いた場合の取扱について教えて欲しい。	一次選抜者数の取扱は従前と同様の考え方としており、10者目の評価点が同点の場合は、全ての者を選抜いたします。今回の事例でいきますと、上位（8者）+同点9位（10者）となり、計18者が一次審査の通過者となります。
WTO段階的選抜 （簡易確認型） ③評価項目	8	BCPに関わる加点評価は、全て「次期ガイドライン改定」からの対応という理解でよいのか。	R5ガイドライン改定以降に公告を行う、総合評価で調達を行う全ての案件を対象として、BCPの実績に関わる加点を行います。 今回の一次改定では『適用外』としておりますので、ご注意願います。
	9	技術者の同種性について、企業の同種性と同様に数値設定はされるのか。	配置予定技術者の同種実績として提出した工事において、競争参加資格を満たす工事を「同種性が認められる工事」とし、さらに発注者が設定した条件のいずれかを満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事で満たす工事を「より同種性が高い工事」として高く評価します。なお、上記考え方に基づき「企業の同種性」と同様に数値設定を行います。
	10	評価項目における技術者の同種性について、例えば、より同種が1000mのトンネル工事だった場合、その工事に従事するだけで良いのか、あるいは1000m掘削した実績を求められるのか。	評価については、同種実績として提出した工事の内容（工事が完成し、引渡し済みの工事）が、同種性の条件を満たし、かつ技術者の同種性として数値設定した内容を満たしているかどうかで判断いたします。
	11	※同様の意見として 「最大支間長0m以上であること」を求められた場合 ・多径間の橋梁で、最大支間長部分以外の架設のみの実績でも可 ・架設の施工実績であるため、架設期間全てに従事していなくても可 など、発注者が求める実績を明確にする必要があると考える。	※同上となります。
技術提案評価型S型 ①評価テーマ	12	技術提案の評価テーマについて、現行では、評価項目と設定理由が記載されているが、DX・SDGsについては具体性がない。テーマ設定は発注者側で行い、従前と同様な記載が行われるものと理解して良いか。	評価テーマの選択項目として、「DX」「SDGs」を設定しておりますが、具体的に求める評価のテーマ及び評価手法については、発注者にて具体的な内容を設定し、入札説明書に記載いたします。
施工能力評価型I型 ①簡易な施工計画	13	改定後の評価は「○」or「×」となっており、記載内容の一部でも不適切であれば「競争参加資格が与えられない」という評価となるのか。	提出された内容の確認については、【説明資料】P10に記載のとおりです。「簡易な施工計画」の作成にあたっては、入札説明書等に記載の内容を十分にご確認ください。提出された「簡易な施工計画」の内容が不適切と判断された場合は、競争参加資格が付与されませんので、ご注意願います。
	14	施工計画の内容に基づく施工が確認できない場合は、工事成績評定を減ずる措置を行うとの記載があるが、具体的に何点減点されるのか。	「簡易な施工計画」で提出された内容は、受注者が契約後に作成する施工計画書に記載していただきます。工事成績評定における具体的な減点については、施工計画書の記載内容により減点の考慮がなされます。